

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和８年１０月２６日 山形地方法務局新庄支局 登記官 佐藤敏満

記

１ 手続番号

第３９０２－２０２２－００１４号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

新庄市大字本合海字宮野１７８１番